

広島地方最低賃金審議会
第3回 広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業
最低賃金専門部会議事要旨

| | | | |
|--|---|-------------------------|-------------------------|
| 開催日時 | 令和6年10月22日(火) 9時57分～11時53分 | | |
| 開始場所 | 広島合同庁舎2号館6階7号会議室 | | |
| 出席状況 | 公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員 | 出席 3人 出席 3人 出席 3人 | 定数 3人 定数 3人 定数 3人 |
| 主要議題 | 1 広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定について 2 その他 | | |
| 議 事 要 旨 | | | |
| <p>1 広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（以下「広島県船舶等製造業」という。）の改正決定について</p> <p>事務局から前回の専門部会の審議経過と、現時点での他府県の結審状況及び県内他業種の結審状況について説明を行ったのち、部会長は労働者代表委員と使用者代表委員に、最低賃金の改正について金額提示を求めた。</p> <p>労働者代表委員は、「他の都道府県及び県内の他業種の結審状況を踏まえ、根拠として今年の広島県の最低賃金の上げ率が5.15%であることから、これに1,030円を乗じて53円を3回目の金額提示とする。」との金額提示があった。</p> <p>使用者代表委員は、「専門部会資料の最低賃金引上げ試算表の中で、影響率が2桁になるのはいかかなものかという基本的な考えがあったが、前回提示額20円では決まらないだろうと思い、影響率に変更がない25円を提示する。」との金額提示があった。</p> <p>その後、公益代表委員が、労働者代表委員及び使用者代表委員と個別に協議を重ねたものの、労使双方から金額提示に変更はなかった。</p> <p>労使双方の意見の隔たりが大きく、結審は難しい状況であることから、次回に審議を持ち越すこととなった。</p> <p>2 その他</p> <p>第4回 広島県船舶等製造業最低賃金専門部会</p> <p>日時及び会場を調整のうえ開催</p> <p>主な議題 広島県船舶等製造業最低賃金の改正決定について</p> | | | |